

## 政省令事項等に係る今後の検討スケジュール

平成 25 年 6 月 12 日 改正フロン法公布  
8 月 1 日 第 1 回合同会合開催

※以降、平成 26 年春頃までに合同会合を数回程度開催予定。  
また、平成 26 年夏～秋頃までにガス・製品の判断基準に係る検討の  
ために産構審フロン類等対策WGを数回程度開催予定。

	9 月	準備行為（再生業許可等）に係る 改正法の一部規定の施行期日政令 及び再生業許可に係る省令公布 （法律公布から 3 ヶ月以内）
平成 26 年	春頃	<u>指針</u> 公布 <u>管理者の判断基準、充填回収業、情報処理センター 関連</u> の省令等公布 ⇒都道府県、地域協議会、関係業界等への説明
	夏～秋頃	<u>政令</u> につき閣議決定・公布 <u>ガス、製品の判断基準</u> の省令・告示等公布 ⇒関係業界等への説明
平成 27 年	4 月 1 日	法律全面施行

法施行までに政省令等の規定の整備が必要な事項  
(改正に係る主な部分)

※「第一種特定製品の管理者」は「管理者」、「第一種フロン類充填回収業者」は「充填回収業者」、「第一種フロン類再生業者」は「再生業者」、「第一種フロン類再生業」は「再生業」、「第一種特定製品整備者」は「整備者」と表記する。

**【政令】**

条項	政省令等に係る事項	主な規定見込み内容
第2条第2項	指定製品に係る事項	・「指定製品」を具体的に列挙
第11条第3項	フロン類の製造業者等への命令に係る事項	・命令の前に主務大臣が意見を聴く「審議会等」を具体的に定める
第25条	ファイル記録事項の開示に係る事項	・ファイル記録事項の開示を受ける者が納付する手数料の額 ・納付方法
第91条 第92条	報告徴収、立入検査の実施主体、報告内容、立入検査の対象等に係る事項	・フロン類若しくは指定製品の製造業者等、管理者、情報処理センター、充填回収業者、再生業者への報告徴収・立入検査を行う主体を主務大臣又は都道府県知事とし、それぞれ報告内容、立入検査の対象等を定める

**【省令等（告示を含む）】**

条項	政省令等に係る事項	主な規定見込み内容
第9条第1項 第11条第1項	フロン類の製造業者等の判断の基準に関する事項	・フロン類の製造業者等の「判断の基準」の具体的内容 ・フロン類の製造業者等のうち勧告の対象となる者の裾切り値
第12条第1項 第13条第1項 第14条	指定製品の製造業者等の判断の基準及び表示に関する事項	・指定製品の製造業者等の「判断の基準」の具体的内容 ・指定製品の製造業者等のうち勧告の対象となる者の裾切り値 ・指定製品の製造業者等が表示すべき事項、表示に際して遵守すべき事項
第16条第1項 第18条第1項	管理者の判断の基準に関する事項	・管理者の「判断の基準」の具体的内容 ・管理者のうち勧告の対象となる者の裾切り値
第19条第1項、 第2項 第20条第1項	フロン類算定漏えい量報告に係る事項	・管理者の「フロン類算定漏えい量」の算定方法 ・報告対象者の裾切り値（「相当程度多い」

～第3項 第23条第1項		の具体的数値) ・報告事項、報告の方法 等
第27条～第36条	充填回収業者の登録に係る事項	・登録申請の記載事項、添付書類、登録に係る設備の基準等の登録に係る事項について、従来の回収に、「充填」を追加する
第37条第2項、第3項 第39条第2項	整備者の充填・回収の委託等に係る事項	・整備者が充填回収業者に充填又は回収を依頼するに際しての所定事項の通知方法 ・充填回収業者の充填に関する基準等
第37条第4項 第38条第1項～4項 第39条第6項 第40条第1項	充填証明書・回収証明書に係る事項	・充填証明書・回収証明書の記載事項、交付方法等
第47条第1項、第3項	充填回収業者の記録・報告に係る事項	・記録・報告事項に充填量、再生業者に引き渡した量等の追加等
第50条第1項、第2項 第51条第1号	再生業の許可に係る事項  ※本日の議題2で議論	・再生業の許可申請書の様式、記載事項、添付書類 ・「第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準」の具体的内容
第53条第1項、第3項	再生業許可の軽微な変更届出に係る事項	・許可申請書の記載事項の変更許可申請の様式、許可を得なくても良い軽微な変更等
第58条第1項 第59条第1～3項	再生の基準、再生証明書に係る事項	・再生業者が遵守すべき再生に関する基準 ・再生証明書の記載事項、交付方法 ・再生証明書の写しの保存期間
第60条第1項、第3項	再生業者の記録・報告に係る事項	・再生業者の記録事項 ・記録作成方法・保存期間 ・主務大臣への報告事項・報告方法
第70条第1項	破壊証明書に係る事項	・破壊証明書の記載事項、交付方法 ・破壊証明書の写しの保存期間
第74条第2項	料金等の説明に係る事項	・充填回収業者が整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から求められて行う、料金に関する説明事項
第78条第1項 第79条第1項、第2項 第82条	情報処理センターに係る事項	・業務規程に定めるべき事項 ・事業計画書及び収支予算書の認可、事業報告書及び収支決算書の提出に当たっての添付書類や提出方法等 ・帳簿記載事項等
第87条第4号	フロン類の放出の禁止等の表示に係る事項	・特定製品に表示すべき事項（1～3号で定めるもの以外）を具体的に定める

